

記 載 例

村田町選挙管理委員会

目次

1	契約書【見本】	3
2	契約届出書	10
3	確認申請書	14
4	確認書	18
5	証明書	22
6	請求書・請求内訳書	28

契 約 書 【見本】

(候補者 ⇔ 契約業者等)

選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

村田町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、村田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき村田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が村田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 村田町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名とし通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

村田町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

2 供給場所

所在地 村田町〇〇△△番地

名 称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける使用車種及び登録番号

4 契約金額

単価 1 リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、村田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき村田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が村田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 村田町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名とし通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

村田町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、村田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき村田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が村田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 村田町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名とし通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

村田町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（税込）

（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、村田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき村田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が村田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 村田町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名とし通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

村田町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（税込）

（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、村田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき村田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が村田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により村田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能。

甲 村田町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名とし通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

契 約 届 出 書

(候補者 → 町選管)

- 1 村田町選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (様式第 1 号)
- 2 村田町選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第 2 号)
- 3 村田町選挙運動用ポスター作成契約届出書 (様式第 3 号)

※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

村田町選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

村田町選挙管理委員会委員長

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

年 月 日執行
選挙

候補者

記

- ・ 戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・ 署名または記名押印

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和年 0月0日	村田町〇〇〇100番地 (株)△△代表取締役◎◎◎◎	〇月〇日 ~〇日	75,000円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手の 雇用	令和年 0月0日	村田町〇〇〇200番地 (株)△△石油代表取締役◎◎◎◎	宮城 〇〇 ま 1234	20,100円	1ℓ 150円
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	令和年 0月0日	村田町〇〇〇300番地 ◎◎ ◎◎	〇月〇日 ~〇日	50,000円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写し**を添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

村田町選挙運動用ビラ作成の契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

村田町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙

候補者

記

・戸籍簿に記載された氏名を記載
・署名または記名押印

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	1,500枚	11,250円	1枚当たりの単価 7.50円
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

村田町選挙運動用ポスター作成の契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

村田町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙

候補者

記

- ・ 戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・ 署名または記名押印

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇	100枚	120,000円	1枚当 りの単価 1,200円
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

確 認 申 請 書

(候補者 → 町選管)

- 1 村田町選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (様式第4号)
- 2 村田町選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (様式第5号)
- 3 村田町選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (様式第6号)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

村田町選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

申請日を記載
(告示日以降の日)

村田町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙

候補者

記

・ 戸籍簿に記載された氏名を記載
・ 署名または記名押印

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

村田町〇〇〇200番地 (株)△△石油 代表取締役 〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

宮城〇〇ま 1234

燃料代は、7,700円×5日分
が最高限度額となります。

4 確認申請金額 19,500円

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	19,500円	19,500円
燃料代計 (a) + (b)	19,500円	19,500円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から村田町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

候補者 → 町選管

村田町選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

村田町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙

候補者

記

- ・ 戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・ 署名または記名押印

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎

作成限度枚数
町長：5,000枚 町議：1,600枚

- 3 確認申請枚数 1,500枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,500 枚	1,500 枚
枚 数 計 (a) + (b)	1,500 枚	1,500 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から村田町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

村田町選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

村田町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙

候補者

記

・戸籍簿に記載された氏名を記載
・署名または記名押印

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇

- 3 確認申請枚数 65枚

ポスター掲示場数 65か所（作成限度枚数）

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	100 枚	65 枚
枚 数 計 (a) + (b)	100 枚	65 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から村田町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確 認 書

(町選管 → 候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 村田町選挙運動用自動車燃料代確認書 (様式第7号)
- 2 村田町選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第8号)
- 3 村田町選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第9号)

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

確認番号〇〇

町選挙管理委員会が作成するもので、
候補者は作成する必要はありません。

村田町選挙運動用自動車燃料代確認書

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

村田町選挙管理委員会
委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名 村 田 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
宮城 〇〇ま 1234
- 4 確認金額 19,500円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、村田町に支払を請求することはできません。

確認番号〇〇

町選挙管理委員会が作成するもので
候補者は作成する必要はありません。

村田町選挙運動用ビラ作成枚数確認書

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

村田町選挙管理委員会
委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名 村 田 太 郎
- 3 確認枚数 1,500枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、村田町に支払を請求することはできません。

確認番号○○

町選挙管理委員会が作成するもので、
候補者は作成する必要はありません。

村田町選挙運動用ポスター作成枚数確認書

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

村田町選挙管理委員会
委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名 村 田 太 郎
- 3 確認枚数 65枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、村田町に支払を請求することはできません。

証 明 書

(候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）
- 2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第11号）
- 3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第12号）
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第14号）

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が村田町に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

村田町選挙運動用自動車使用証明書
（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

候補者

- ・ 戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・ 署名または記名押印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	村田町○○○100番地 (株)△△レンタカー代表取締役◎◎◎◎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
宮城○○あ 1234	○年○月○日	15,000 円	
宮城○○あ 1234	○年○月○日	15,000 円	
宮城○○あ 1234	○年○月○日	15,000 円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送
- この選挙運動用自動車として実際に使用した日ごとに記載すること。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、村田町に支払を請求することはできません。

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

村田町選挙運動用自動車使用証明書
（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

証明日を記載（供給の最終日以降の日）

候補者

- ・戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・署名または記名押印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		村田町〇〇〇200番地 （株）△△石油 代表取締役 ○○○○		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	30 ℓ	4,500 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 ℓ	3,750 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	20 ℓ	3,000 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 ℓ	3,750 円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうえに自動車登録規則（昭...）又は車両番号若しは燃料供給業者の氏名及び住所（昭...）の写しを添付する。）を添付していただきますが、次の点に注意してください。
 - ・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
 - ・給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認でき、使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。
- 「書に」
- 「量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が村田町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、村田町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

村田町選挙運動用自動車使用証明書
（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

候補者

- ・戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・署名または記名押印

記

運転手の氏名及び住所	村田町〇〇〇500番地 〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	

備考

1 この証明書を、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日ごとに報酬の額を記載する。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、村田町に支払を請求することはできません。

5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、村田町に支払を請求することはできません。

村田町選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

契約の履行（納品）後の日付であること。

候補者

- ・戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・署名または記名押印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役◎◎◎◎
作成枚数	1,500 枚
作成金額	11,265 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が村田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、村田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 町長選挙 5,000枚 町議会議員選挙 1,600枚
 - (2) 限度額 7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

村田町選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

契約の履行（納品）後の日付であること。

候補者

- ・戸籍簿に記載された氏名を記載
- ・署名または記名押印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役◎◎◎◎
作成枚数	100 枚
作成金額	192,623 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター一掲示場数	65 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が村田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、村田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- 枚数 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数
- 限度額

$$150,000円 + (541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数})$$

$$= \text{単価} \cdots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\frac{\text{ポスター掲示場数}}{\text{単価}} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請求書・請求内訳書

(契約業者等 → 村田町)

- 1 請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 15 号）
- 2 請求内訳書（一般運送契約）（様式第 15 号（別紙 1））
- 3 請求内訳書（自動車の借入れ）（様式第 15 号（別紙 2））
- 4 請求内訳書（燃料代）（様式第 15 号（別紙 3））
- 5 請求内訳書（運転手）（様式第 15 号（別紙 4））
- 6 請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 16 号）
- 7 請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 17 号）

請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

様式第15号（第6条関係）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

契約の履行（納品）後の日付であること。

村田町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

請求内訳書（別紙）から転記

村田町〇〇〇100番地 （株）△△レンタカー代表取締役 〇〇〇〇 印
（電話番号）000-999-1234
記

1 一般運送契約（ハイヤー等）
2 個別契約（①自動車借入契約（レンタル等）、②燃料供給の契約、③運転手雇用の契約）
以上4つの共有の請求書になります。

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ △△れんたかー		
口座名	株式会社△△レンタカー		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録番号の数字又は車両番号のうち）若しくは第36条の18第1項に規定された書面で、燃料供給を受けてください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、この請求書は、燃料代を請求できません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に使用したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・使用証明書
- ・確認書（燃料代の場合）
- ・給油伝票の写し（燃料代の場合）

ラビ
4号
記載
提出

請求書に添付

請求内訳書

（1）一般運送契約（ハイヤー）

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合〕

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年○月○日	(80,000) 円×1台=80,000 円	64,500円	64,500円	
○年○月○日	(80,000) 円×1台=80,000 円	64,500円	64,500円	
○年○月○日	(80,000) 円×1台=80,000 円	64,500円		金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
○年○月○日	(80,000) 円×1台=80,000 円	64,500円		
○年○月○日	(80,000) 円×1台=80,000 円	64,500円	64,500円	
計			322,500円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか

請求書の請求金額と一致

さい。

請求書に添付

請求内訳書

(2) 自動車の借入れ

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年 ○月○日	(15,000) 円×1台=15,000 円	16,100円	15,000円	
○年 ○月○日	(15,000) 円×1台=15,000 円	16,100円	15,000円	
○年 ○月○日	(15,000) 円×1台=15,000 円	16,100円		金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
○年 ○月○日	(15,000) 円×1台=15,000 円	16,100円		
○年 ○月○日	(15,000) 円×1台=15,000 円	16,100円	15,000円	
計			75,000円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか請求書の請求金額と一致 さい。

請求書に添付

請求内訳書
（3）燃料代

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	(150)円×(30)ℓ=4,500円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	(150)円×(25)ℓ=3,750円			金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	(150)円×(20)ℓ=3,000円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	(150)円×(25)ℓ=3,750円			請求書の請求金額と一致
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	(150)円×(30)ℓ=4,500円			
計		19,500円	19,500円	19,500円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求内訳書
（4）運転手

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年 ○月○日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
計			50,000 円	

備考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか一方の金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

契約の相手方→村田町

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

村田町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役〇〇〇〇 印
(電話番号) 000-999-1234

記

- 1 請求金額 11,250円 別記請求内訳書から転記
- 2 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 村田 次郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ △△いんさつ		
口座名	株式会社△△印刷		

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B= C	単価 D	枚数 E	金額 D×E= F	単価 G	枚数 H	金額 G×H= I	
7.50円	1,500枚	11,250円	7.73円	1,500枚	11,595円	7.50円	1,500枚	11,250円	

- 備考
- 1 契約書から転記 から受領した選挙 確認書から転記 認書 請求書の請求金額と一致
 - 2 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
 - 3 D欄には、7円73銭を記載してください。
 - 4 E欄には、選挙運動用
 - 5 G欄には、A欄とD欄
 - 6 H欄には、B欄とE欄
 - 7 候補者が供託物を没収
- 【添付書類】**

 - ・請求内訳書
 - ・確認書
 - ・作成証明書

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

契約の相手方→村田町

村田町議会議員及び村田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 **選挙期日後の日付であること**

村田町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

村田町〇〇〇400番地 (株)△△印刷 代表取締役〇〇〇〇 印
(電話番号) 000-999-1234

記

1 請求金額 78,000円 **別記請求内訳書から転記**

2 内 訳 別記請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名 村田 次郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ△△いんさつ		
口座名	株式会社△△印刷		

別記請求内訳書

選挙区に おけるポスター 一掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
65箇所	1,200円	100枚	120,000円	2,850円	65枚	185,250円	1,200円	65枚	78,000円	

備考

1 この請求書は、候補者が受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日に提出してください。

2 ポスター **契約書から転記** 選挙運動用ポスター **確認書から転記** 選挙が行われる日「掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。 **請求書の請求金額と一致**

3 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$150,000円 + (541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数})$$

$$\text{ポスター掲示場数} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

4 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された枚数を記載してください。

5 G欄には、A欄とD欄とを比較し

6 H欄には、B欄とE欄とを比較し

7 候補者が供託物を没収された場合

【添付書類】

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書
- ・ 作成証明書